

あなたの終活を支える

法と税

～円満な相続のために～

日時 令和7年 1月18日(土)

講演時間：午後2時～4時（開場：午後1時30分）

会場：広島弁護士会福山地区会館
福山市三吉町 1-6-1



- 自分が死んだら相続はどうなる？
- 同居している三男に自宅を引き継いで貰うにはどうすれば？



- 遺言書の書き方が分からない
- 相続税を減らすために今からできることはある？

講師



弁護士 渡辺晃子さん
弁護士法人山下江法律事務所



税理士 武井博之さん
相続コネクト税理士事務所

終活を考えたときに気になるのが相続の問題。
「相続」を「争族」にしないために、
相続の専門家である弁護士・税理士と
一緒に学んでみませんか？

入場無料

予約不要

座席数
100席

お願い

駐車場の数に限りがございます（地区会館に5台程度、隣の福山市立大学附属こども園に10台程度）。できる限りお車乗り合わせ、又は公共交通機関をご利用の上、ご来場ください。

感染症の拡大や当日の悪天候等により、当講座を予告なく中止させていただく場合がございます。事前に中止をお知らせする場合は、HP (<https://fukuyama.hiroben.or.jp/>)にてご案内いたします。

